

西尾市地域防災計画別冊

水防計画編

(令和7年度修正)

西尾市防災会議

目 次

第1章 総 則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任	2
第2章 水防組織	
第1節 市の水防組織	3
第2節 消防機関の担当水防区域並びに巡視責任者	5
第3章 水防施設	
第1節 水防倉庫及び水防資機材	7
第2節 水防倉庫箇所図	8
第3節 通信連絡及び非常輸送	9
第4章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所とその措置	10
第2節 重要水門、陸閘等とその措置	17
第3節 低地域の分布状況	17
第5章 水防警報	
第1節 水防警報伝達系統	18
第2節 水防警報発表受報様式	19
第6章 洪水予報	
第1節 洪水予報を行う河川及び実施区域	20
第2節 洪水予報に関する基準地点	20
第3節 洪水予報伝達系統	20
第4節 洪水予報発表受報様式	21
第7章 水位情報の周知	
第1節 水位情報の周知を行う河川及びその区域	22
第2節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	22
第3節 水位情報伝達系統	24
第4節 水位情報等発表文例	25
第8章 水防活動	
第1節 気象等の観測	26
第2節 消防機関の出動	28
第3節 監視及び警戒とその措置	29
第4節 水門、陸閘等の操作	29
第5節 水防作業	30
第6節 水防信号及び水防標識	32
第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処理	33
第8節 水防解除	34
第9章 他の機関等の協力応援	
第1節 応援及び応援等の相互協定	35
第2節 河川管理者の協力事項	35
第10章 水防訓練等	
第1節 水防訓練	37
第2節 費用負担と公用負担	37
第3節 水防報告と水防記録	38
第4節 水防協力団体	39

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)並びに愛知県水防計画の定めるところにより、市内各河川、海岸等の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動の万全を期するものである。

第2節 用語の定義

○西尾市防災会議

災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため、災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。事務局は、市危機管理局危機管理課に置く。

○西尾市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため市内に災害が発生した時又は災害が発生するおそれがあると市長が認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する組織をいう。

○西尾市水防本部

市内における水防活動を統括するために設置する組織をいう。

○西尾市水防本部長

西尾市長をいう。

○指定水防管理団体(知事指定)

西尾市をいう。

○水防管理者

水防管理団体の長である西尾市長をいう。

○消防機関

西尾市消防本部及び西尾市消防団をいう。

なお、西尾市においては、平成28年度の機能別消防団設置に伴い、水防団は解団、消防機関が従前の水防団の任務を担う。

○消防機関の長
消防長をいう。

○水防警報

国土交通大臣及び知事から発せられるものをいう。

洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、その被害防止のために水防管理者におこなわれる発表をいう。

○洪水予報

名古屋地方気象台と中部地方整備局の共同で発表されるものをいう。洪水のおそれがあると認められるとき、その状況を周知するために行なわれる発表をいう。

第3節 水防の責任

1. 水防管理団体の責任

常に気象状況に注意し、暴風雨又は洪水、高潮のおそれがあるときは市内の水防を十分に果すべき責任を有する。

2. 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防活動に協力しなければならない。

第 2 章 水防組織

第1節 市の水防組織

1. 水防本部の組織

西尾市水防本部は西尾市災害対策本部が設置されるまでの組織として、西尾市災害対策本部条例に基づき設置する災害対策本部各部班のうちで、水防活動に特に関係の深い部班をもって編成する。また、市長を本部長とし、水防業務統括のため、本部を市建設部河川港湾課に置く。

2. 水防本部各班の所掌事務

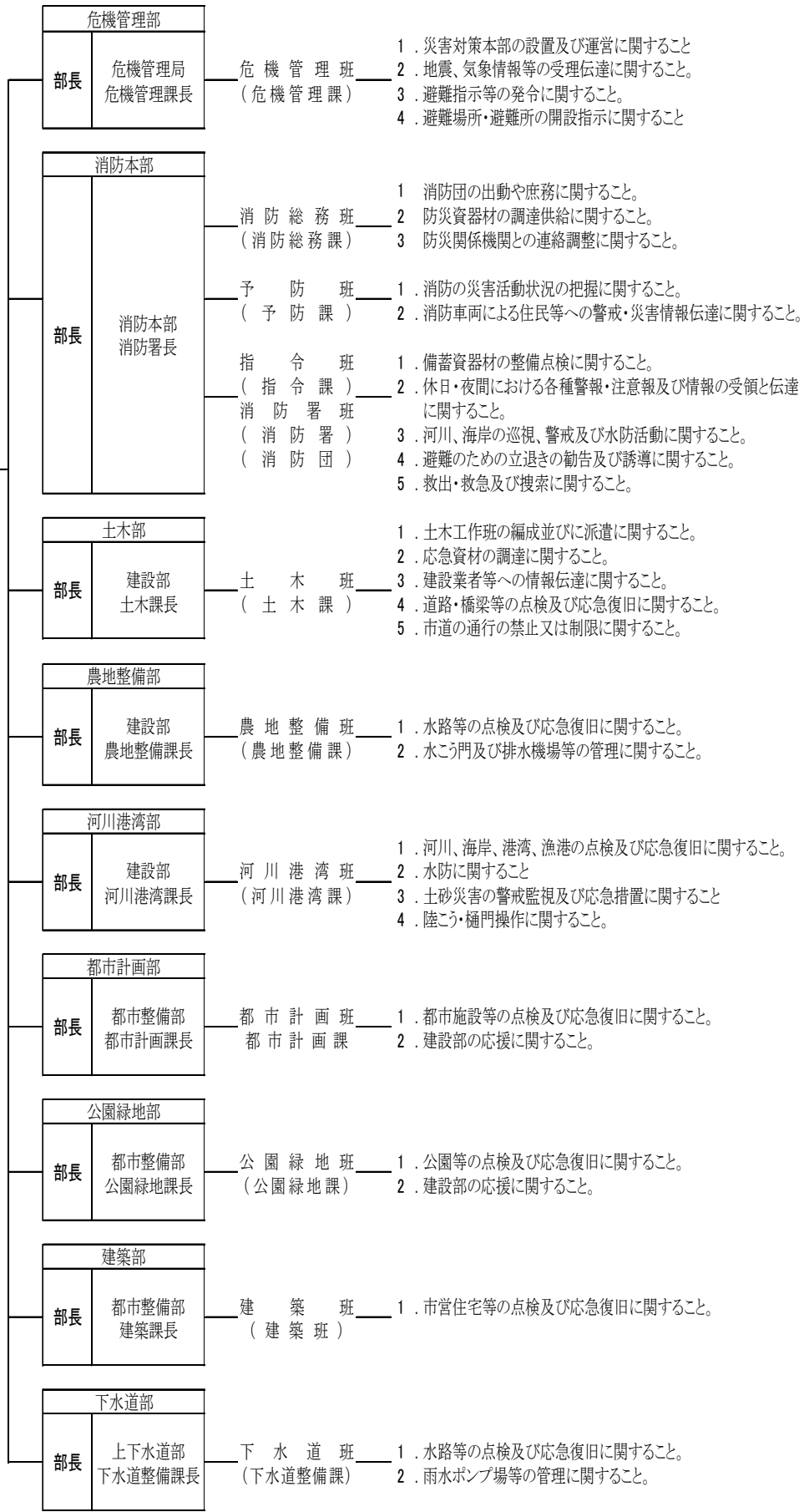
水防本部に属する者は、責任の重大さを自覚し、常に気象、水位状況等に注意し水防業務の完全な遂行に努めなければならない。

水防本部各班の所掌事務は、別図「水防本部組織図」(P4)のとおりとする。

水防本部組織図

水防本部(建設部河川港湾課)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部付	消防長
〃	建設部長
〃	都市整備部長
〃	上下水道部長
本部員	危機管理局長



第2節 消防機関の担当水防区域並びに巡視責任者

西尾地区

河川・海岸名	区 域	堤防延長	消防機関		巡視責任者
			消防団	消防署	
矢作古川 (右岸)	自 志貴野町 至 寄近町古川橋	4,500 m	八ツ面分団 花ノ木分団	本署	各署所長
矢作川 (左岸)	自 志貴野町 至 上町地内上塚橋	5,200 m	西野町分団		
矢作川 (左岸)	自 上町地内上塚橋 至 奥田町矢作川と海岸交点	8,200 m	中畑分団 平坂分団	西分署	
海岸 平坂港	自 南奥田町矢作川と海岸交点 至 平坂港を経て堀割川旧名鉄三河線鉄橋付近	9,600 m	平坂分団		
海岸 寺津漁港	自 中根町北浜水門 至 平坂入江附近	5,650 m	寺津分団		
矢作古川 (右岸)	自 寄近町古川橋 至 笹曾根町と一色町境	6,050 m	福地南部分団	本署	
北浜川	自 深池町地内 至 刈宿町地内刈宿橋	5,500 m	福地北部分団		
須美川 深篠池 小草池 広田川	吉良町岡山を除く須美川全域 家武町 家武町 自 駒場町地内駒場橋 至 花蔵寺町	5,300 m 113 m 157 m 3,300 m	室場分団	東出張所	
広田川	自 上羽角町 至 駒場町地内駒場橋	4,950 m			
矢作川 (左岸)	自 高落町 至 小島町	7,950 m	三和分団		
矢作古川 (左岸)	自 小島町 至 花蔵寺町				
安藤川	安藤川全域	6,100 m			
矢作川 (右岸)	米津町	2,000 m	米津分団	北出張所	
朝鮮川		3,000 m			

消防機関の担当水防区域並びに巡視責任者

一色地区

河川・海岸名	区 域	堤防延長	消防機関		巡視責任者
			消防団	消防署	
古川東部幹線水路	松木島・大塚	2,300 m	一色東部分団	一色分署	一色分署長
一色海岸(真野地区)	千間～生田	171 m			
一色海岸(生田地区)	生田	1,512 m			
矢作古川(右岸)	大塚～千間	4,130 m			
一色漁港海岸	生田～小藪	2,305 m			
一色海岸(細川・小藪地区)	小藪～細川	2,252 m			
一色海岸(細川地区)	大岡	415 m			
北浜川(左岸)	開正・治明	890 m			
佐久島漁港海岸	佐久島	8,386 m			
一色海岸(佐久島地区)		3,010 m			

吉良地区

河川・海岸名	区 域	堤防延長	消防機関		巡視責任者
			消防団	消防署	
広田川(左岸)	岡山～下横須賀	3,400 m	吉良第1分団	吉良分署	吉良分署長
須美川(左岸)	岡山	1,700 m			
矢崎川(右岸)	宮迫～酒井	4,570 m			
矢崎川(左岸)	津平～酒井	4,795 m			
矢作古川(左岸)	八幡川田～荻原	1,140 m	吉良第2分団		
広田川(左岸)	八幡川田	540 m			
矢崎川(右岸)	荻原・饗庭	1,800 m			
矢崎川(左岸)	饗庭	1,860 m			
矢作古川(左岸)	大島・吉田	2,800 m	吉良第3分団		
矢崎川(右岸)	吉田	1,680 m			
矢崎川(左岸)	小山田～白浜新田	1,400 m			
吉良海岸	宮崎～吉田	8,333 m			

幡豆地区

河川・海岸名	区 域	堤防延長	消防機関		巡視責任者
			消防団	消防署	
東幡豆港海岸	東幡豆	5,644 m	幡豆第1分団	幡豆分署	幡豆分署長
幡豆海岸(寺部・西幡豆地区) 西幡豆漁港海岸	寺部～鳥羽	5,903 m	幡豆第2分団		

第 3 章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1. 整備方針

市が設置する水防倉庫及び水防資機材数は、国土交通省及び愛知県が示す整備基準に基づき整備努力する。

2. 備蓄基準

水防資機材は次表に掲げる基準により備蓄するよう努めるものとする。各数量は、水防倉庫面積33平方メートルあたりのものとし、面積により増減するが、強度・機能に優れた代用品がある場合、同じ機能を有するものに限り、表中の資機材に替えてそれらを備蓄して差し支えない。また、平野部・山間部の地理条件により適宜必要性を考慮し備蓄すること。

資機材名	単 位	数 量	資機材名	単 位	数 量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	Kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木(2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	Kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋くい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電機	台	1

3. 備蓄数量

水防倉庫一覧及び水防倉庫別の備蓄数量は、資料編第6「救助用施設・設備関係」のとおりとする。

4. 水防管理団体の水防倉庫及び水防資機材

整備基準

水防管理団体は水防倉庫を、次の基準により設置するよう努めるものとする。

区 分	基 準
矢作川	水防区域延長1キロメートルにつき1棟
矢作古川	水防区域延長2キロメートルにつき1棟
その他の河川 海岸	水防区域延長3キロメートルにつき1棟

※水防倉庫の規模は1棟33平方メートル以上とする。

西尾市全図

1:20,000

第2節 水防倉庫箇所図



名	称	図面番号
1	江原防災倉庫	1
2	中畑水防倉庫	2
3	寺埜地蔵原センター	3
4	壺場水防倉庫	4
5	消防本部防災倉庫	5
6	消防署西分署	6
7	消防署北出張所	7
8	消防署東出張所	8
9	一色水防倉庫	9
10	治明水防倉庫	10
11	松本島水防倉庫	11
12	吉良水防倉庫	12
13	きら市民交流センター	13
14	防災センター	14

第3節 通信連絡及び非常輸送

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する停電時の対策の確立と連絡の迅速、確実を期するため発動発電機を併設する無線通信施設の強化に努めるものとする。

また、非常輸送についても水防活動に支障を来さないように平常より手配しておくことが必要である。

1. 市の無線通信施設

市の無線通信施設は県防災行政無線、防災行政無線（同報系）、防災行政無線（移動系）及び消防無線の4系列があり、県防災行政無線は県庁や他市等、防災行政無線（移動系）は防災関係機関等、防災行政無線（同報系）は市民等及び消防無線は消防水防用の連絡に活用する。防災行政無線（県）、防災行政無線（市）及び消防無線の数量等は、資料編第4「通信施設・設備」のとおりとする。

2. 非常通話

水防管理者、消防機関の長、また、これらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため一般加入電話を優先的に利用することができる。

3. その他の非常連絡

各町内との連絡は、一般加入電話によるほか、消防広報車等を十分活用し、非常連絡によるものとする。また、その他徒歩連絡、手旗、サイレン、掲示板、吹流し等で非常連絡を図る。

4. 非常輸送

市水防本部は避難のための人員輸送及び水防資機材輸送用トラック、舟艇等を確保しておくものとし、その計画については「西尾市地域防災計画」によるものとする。

第4章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所とその措置

市内の河川、海岸及び、ため池（以下「河川等」という。）で、水防上注意を要する箇所は、資料編第2「防災上注意すべき箇所 重要水防箇所」に示すとおりとする。

水防管理団体は、河川等、水防管理関係機関と連絡を密にし、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立するとともに、予想される危険防止に万全を期す。

1. 評定基準

(1) 国管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。</p> <p><u>消防機関等</u>と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p><u>消防機関等</u>と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。</p> <p><u>消防機関等</u>と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p><u>消防機関等</u>と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

(2) 県及び市町村管理区間

区分 番号	種 別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1/5 以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1/5 ～1/2 の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1/2 以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の 1/2 以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが 30cm 以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の 2/3 以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが 30cm 未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット

区分 番号	種 別	重 要 性			選 定 理 由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽

区分 番号	種 別	重 要 性			選定理由 (例示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
6	深掘れ (洗堀)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗堀)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗堀)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績があるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗堀)されているか河床の深掘れ(洗堀)の著しい箇所で堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・河岸深掘れ(洗堀) ・河床深掘れ(洗堀) ・河岸波浪
7	工 事 施 工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・工事中
8	工 作 物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

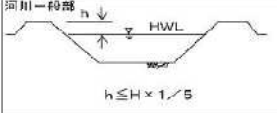
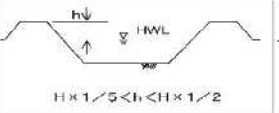
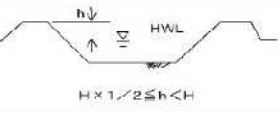
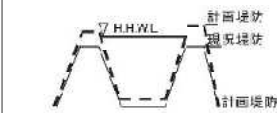

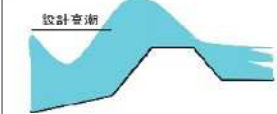
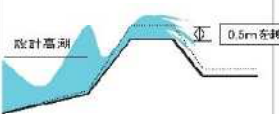
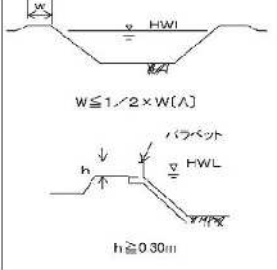
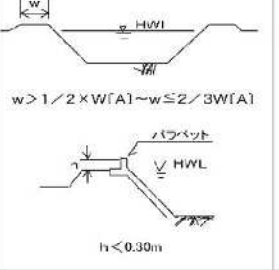
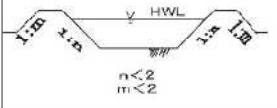
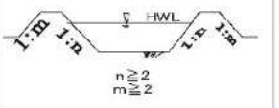
2. 評定基準参考資料

(1) 基本事項

- ア 前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。
- イ 各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する（左右岸の比較も含む。）。
- ウ 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
- エ 評定基準日は毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

(2) 参考図

参考図

重要度 種別	A	B	C	備 考
河川一段階	 $h \leq H \times 1/5$	 $H \times 1/5 < h < H \times 1/2$	 $H \times 1/2 \leq h < H$	H: 余裕高[計画] h: 余裕高[現状] HWL: 計画高水位 HHWL: 計画高潮位
河川高潮区間	 $h \geq 0.30\text{m}$	 $h < 0.30\text{m}$		
海岸	 $h \geq 0.30\text{m}$	 $h < 0.30\text{m}$		
堤防断面	 $W \leq 1/2 \times W[A]$ $h \geq 0.30\text{m}$	 $w > 1/2 \times W[A] \sim w \leq 2/3W[A]$ $h < 0.30\text{m}$		W: 天端幅 A: 堤防断面積 w: 天端幅(積沉) h: パラベット高
堤体強度	 $n < 2$ $m < 2$	 $n \geq 2$ $m \geq 2$		法面不良A: 一連勾配にくらべ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は1:2未満とする。 法面不良B: 勾配が1:2以上であるが、法面崩壊、すべりが発生すると思われる箇所

(3) 評定基準の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注意事項
2	堤防断面	B	堤防の上端幅(天端幅)不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端(天端)幅で読む。
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。
			堤防斜面(法面)不良	堤防斜面(法)崩壊、すべり、急激な沈下とする。
			新堤	新堤と堤体盛土(既設堤防の上端(天端)幅の土)とする。
6	深掘れ(洗掘)	A・B	深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。

第2節 重要水門、陸閘等とその措置

水防上重要な水門、陸閘は、資料編第2「防災上注意すべき箇所 重要工作物」に示すとおりとする。

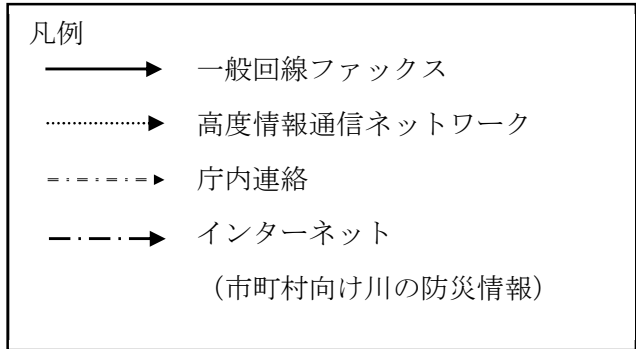
水門、陸閘等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めておかなければならない。特に、水防時においては、適正かつ迅速な操作活動が必要になることから、あらかじめ、当該施設ごとに操作責任者(又は監視人)を定め、水害による軽減防止を図るとともに、その操作状況を必要に応じ、水防管理者に報告するものとする。

第3節 低地域の分布状況

西尾市における低地域の分布については、西尾市標高マップを参照。

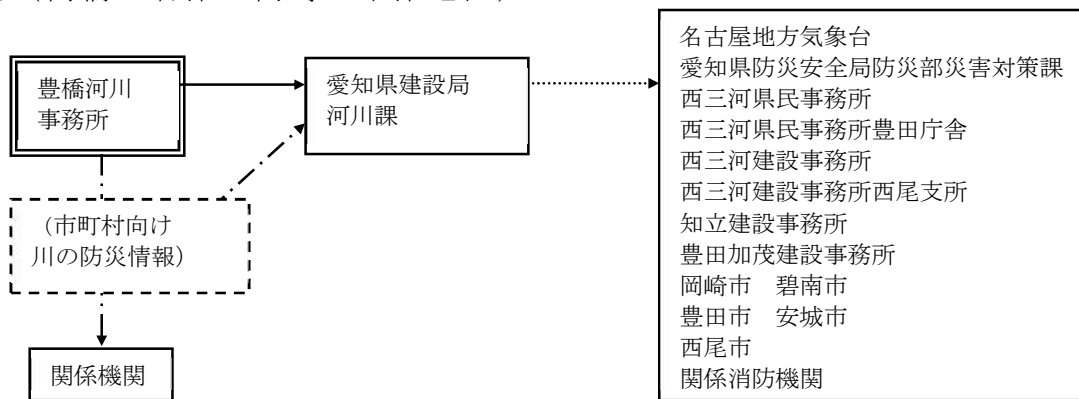
第5章 水防警報

第1節 水防警報伝達系統

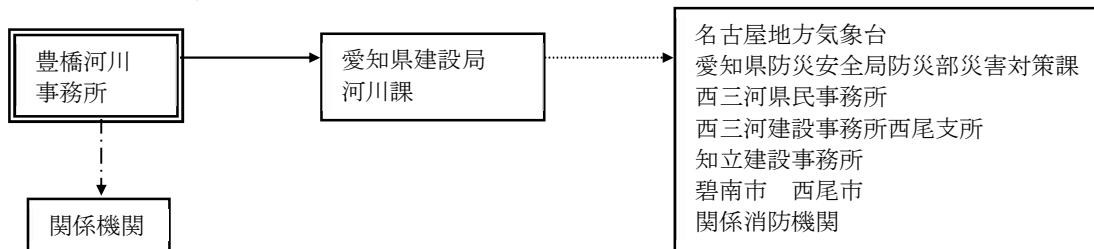


1. 国土交通大臣が水防警報を行う河川

矢作川（高橋・岩津・岡崎・米津地区）

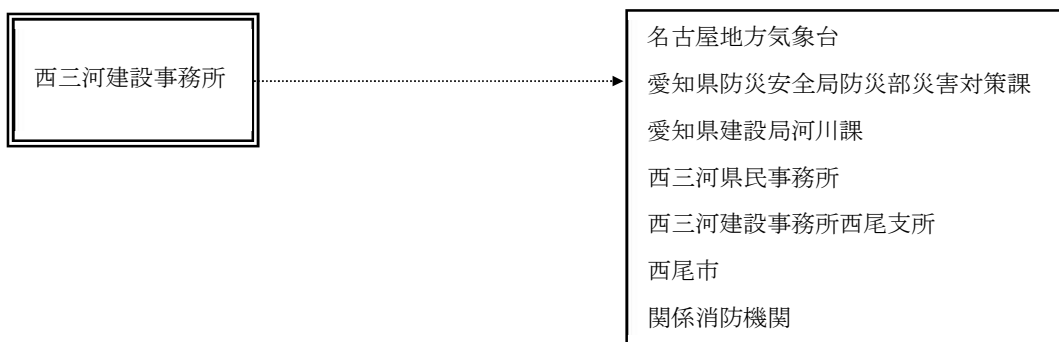


矢作川（津波水防警報）

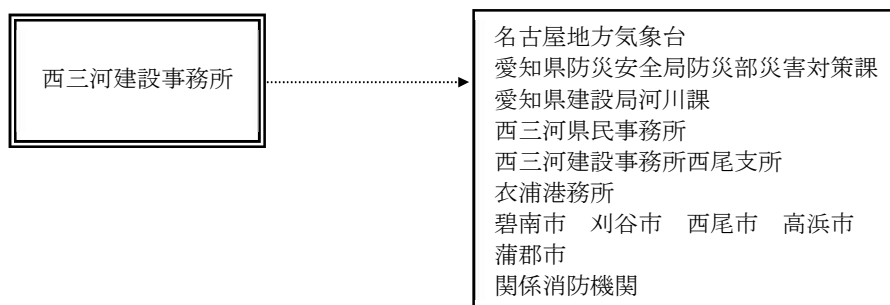


2. 知事が水防警報を行う河川及び海岸

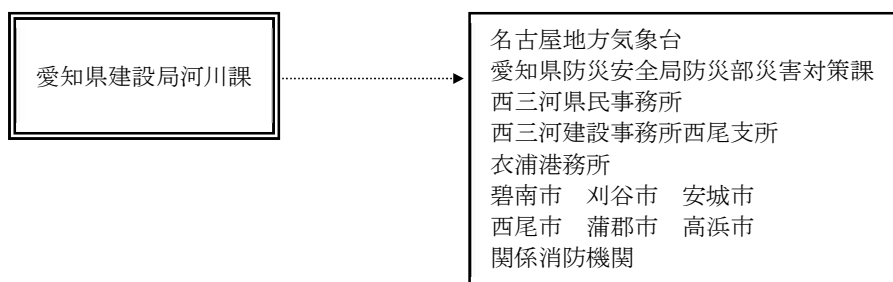
矢作古川



高潮水防警報（西尾市沿岸）



津波水防警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）



第2節 水防警報発表受報様式

水防警報発表受報用紙は、資料編第10様式等「津波水防警報知事発表受報様式」、「津波水防警報国土交通省発表様式」及び「河川水防警報知事発表様式」並びに「海岸水防警報知事発表受報様式」を参照。

第6章 洪水予報

第1節 洪水予報を行う河川及び実施区域

国土交通大臣が指定した河川

河川名	区域		
矢作川	左岸	愛知県豊田市川田町二丁目二十九番地先	
	右岸	愛知県豊田市荒井町松島三百二十一番四地先	
			から海まで

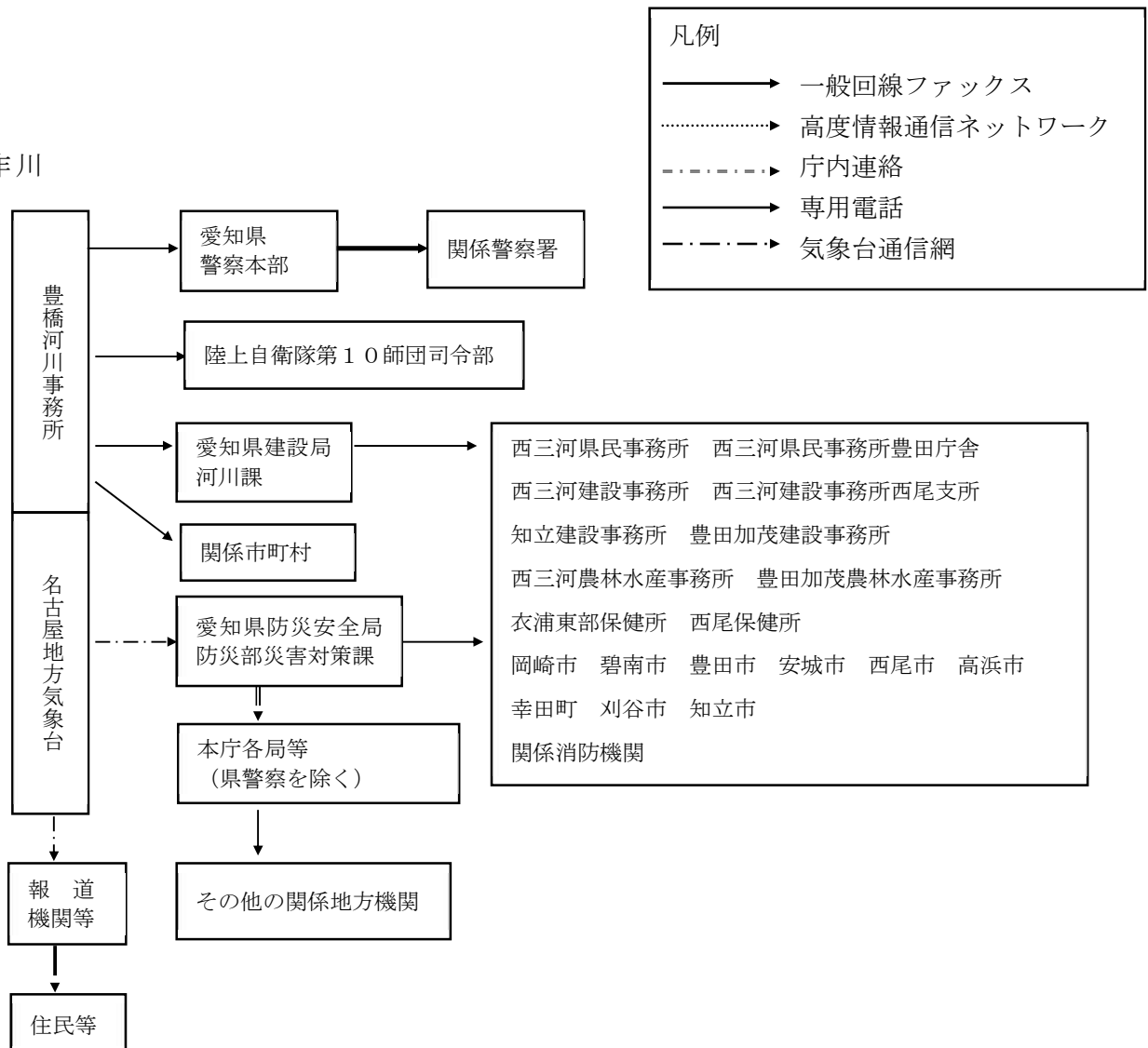
第2節 洪水予報に関する基準地点

国土交通大臣が指定した河川

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
矢作川	高橋	愛知県豊田市中島町 (右岸 40.40 k)	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	愛知県岡崎市西蔵前町 (左岸 29.20 k)	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	愛知県西尾市米津町 (右岸 9.80 k)	4.90	6.00	9.90	10.30

第3節 洪水予報伝達系統

矢作川



第4節 洪水予報文例

矢作川水系洪水予報用紙は、資料編第10様式等「洪水予報文例」を参照。

第7章 水位情報の周知

第1節 水位情報の周知を行う河川及びその区域

1. 知事が指定した河川

河川名	区域（起点～終点）		指定日
矢作古川	矢作川分流点から	海まで	平成17年7月1日
乙川	男川合流点から	矢作川合流まで	平成19年6月1日
広田川	柳川合流点から	矢作古川合流点まで	平成19年6月1日

第2節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

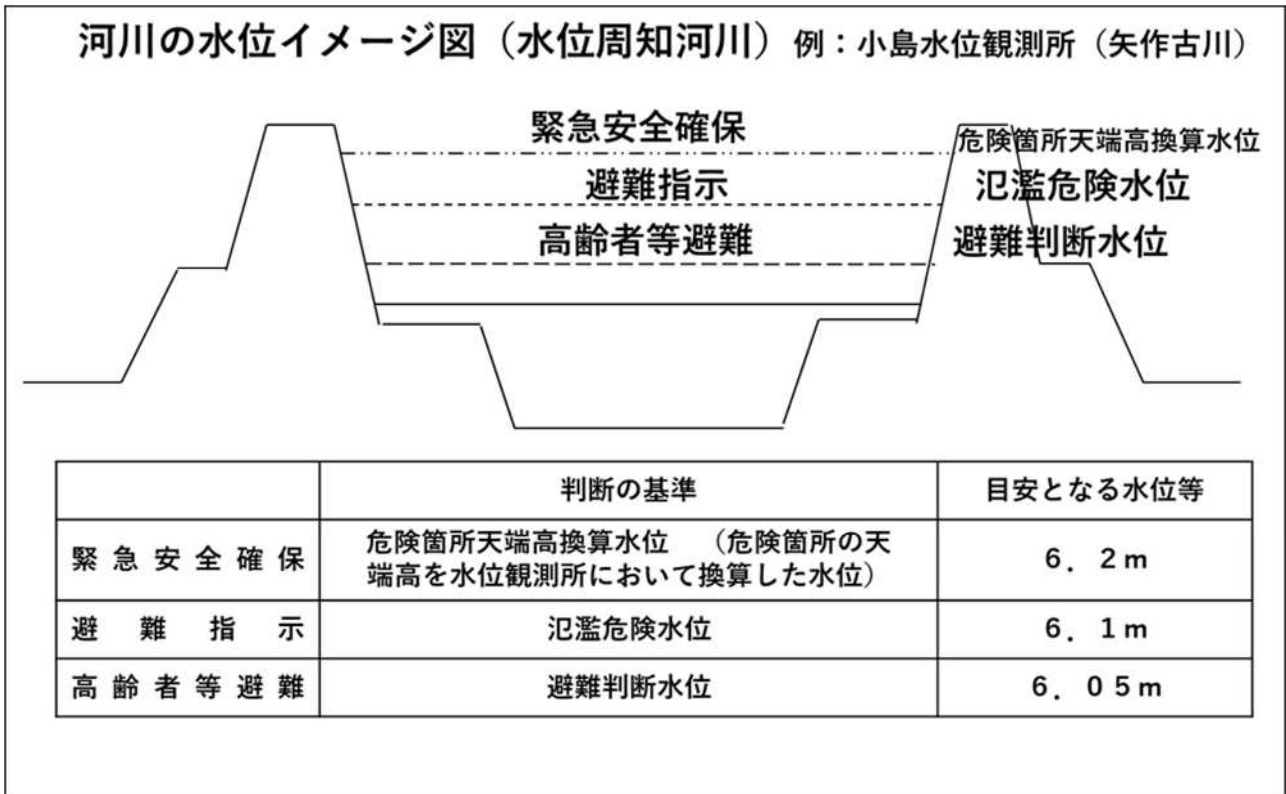
1. 知事が指定した河川

(1) 基準観測所の基準水位

河川名	観測所名	基準水位(m)					発表者
		水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	出動	避難判断	氾濫危険(洪水特別警戒)	
矢作古川	小島 (左岸13.73km 付近)	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河建設事務所
	上横須賀矢作 (左岸6.95km 付近)	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
乙川	大平 (左岸7.75km 付近)	(1.65)	(2.35)	(2.85)	3.10	3.70	
広田川	永良 (右岸8.26km 付近)	(2.20)	(3.10)	(3.80)	4.60	4.85	

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



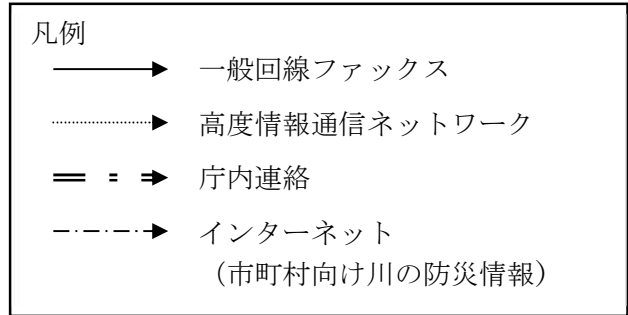
(2) 基準水位の読替え表

基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計地点における基準水位は下表による。

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別 警戒)	
矢作古川	小島	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河 建設 事務所
	小島橋	-6.05	-6.05	-5.15	-3.85	-3.80	
	上横須賀矢作	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
	上横須賀橋	-3.95	-3.95	-3.25	-2.25	-2.15	
乙川	大平	1.65	2.35	2.85	3.10	3.70	
	丸岡橋	(-3.25)	-2.55	-2.05	-1.80	-1.20	
広田川	永良	2.20	3.10	3.80	4.60	4.85	
	下永良橋	(-4.05)	-3.15	-2.45	-1.65	-1.40	

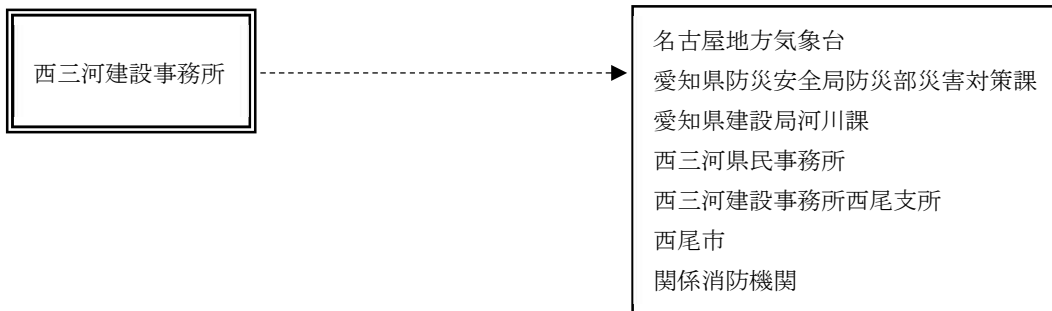
※ 乙川丸岡橋及び広田川下永良橋の危機管理型水位計は、氾濫注意水位を基準として観測を開始する。

第3節 水位情報伝達系統

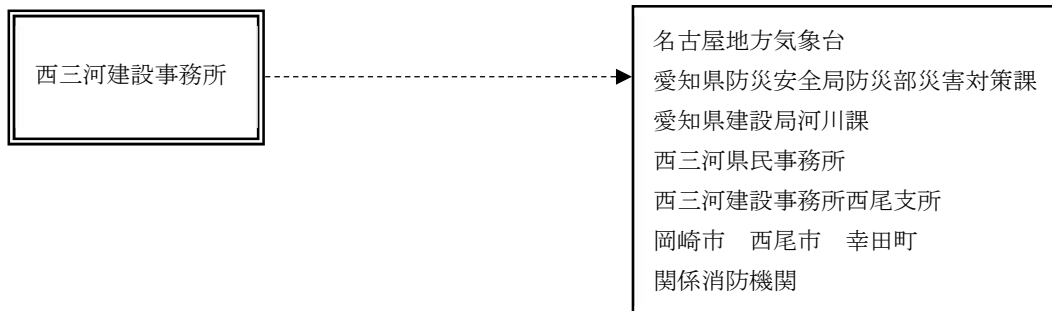


1. 知事が水位情報の伝達を行う河川

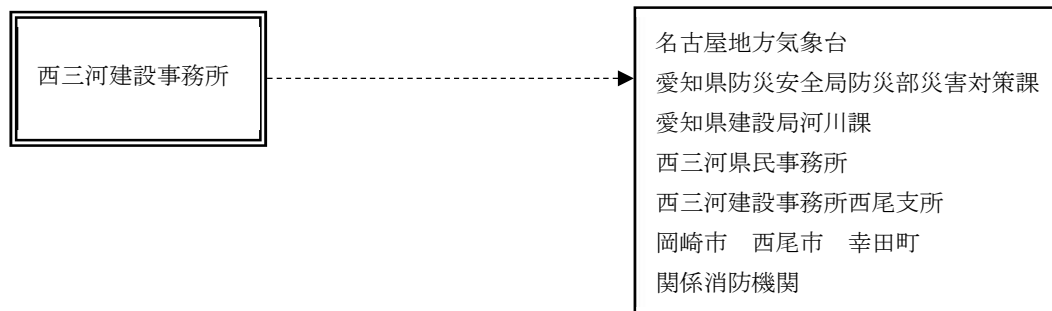
矢作古川



乙川

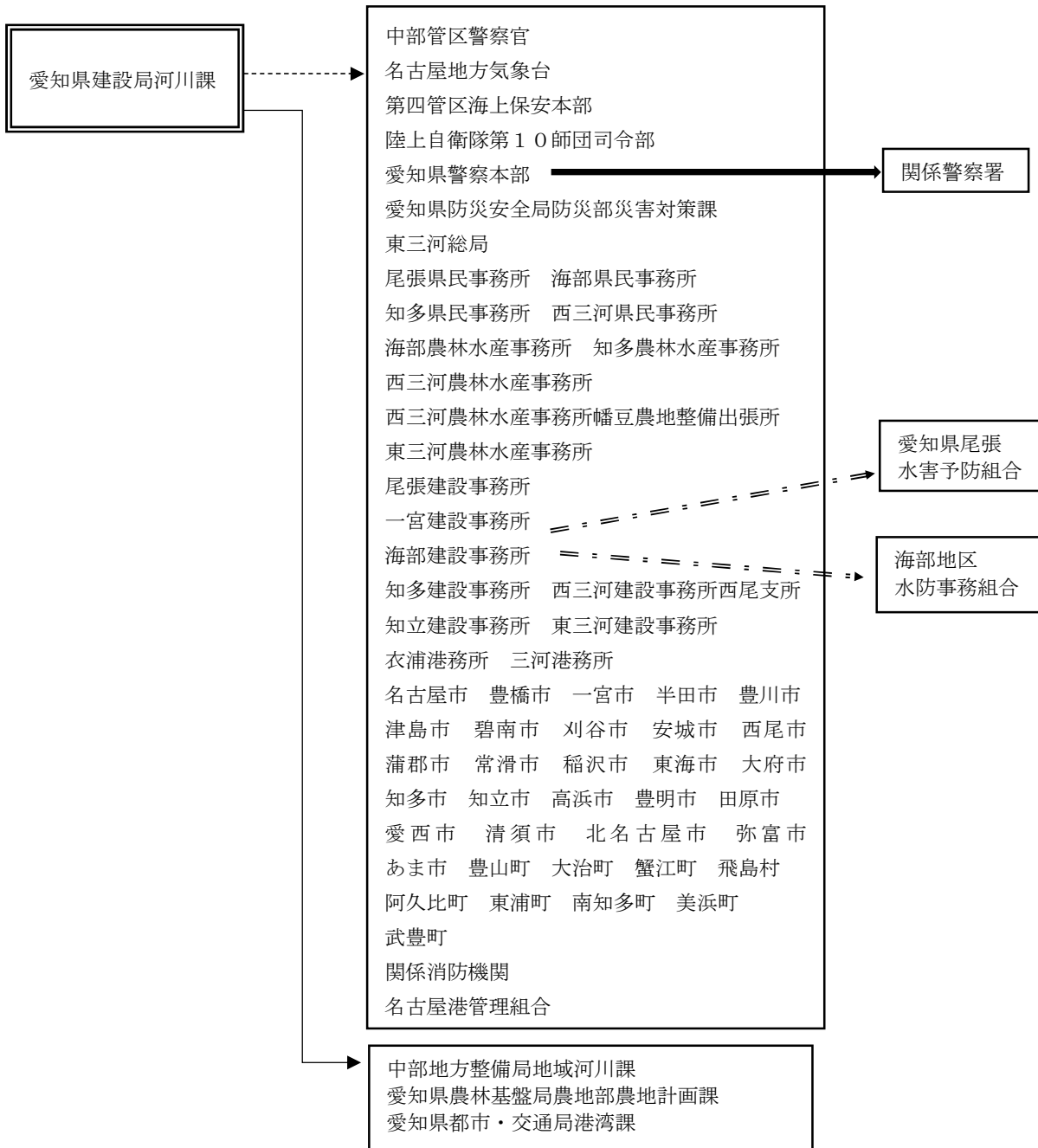


広田川



2. 知事が水位情報の周知を行う海岸

三河湾・伊勢湾沿岸



第4節 水位情報等発表文例

水位情報等発表用紙は、資料編第10様式等「水位情報等発表文例」を参照。

第 8 章 水防活動

第1節 気象等の観測

1. 雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者	備考
北浜川	西尾	西尾市寄住町下田13 西三河建設事務所 西尾支所 Tel 56-0145	愛知県	
—	一色	西尾市一色町一色伊那跨53 西尾市消防本部一色分署 Tel 72-2110	名古屋地方気象台	

2. 河川水位観測所

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	堤防高	管理者
矢作川	米津	米津町渡場 (右岸 9.80 km)	4.90m	6.00m	7.50m	9.90m	10.30m	10.87m	左岸 12.0m 右岸 11.9m	国土交通省
矢作古川	小島	小島町郷前 (左岸 13.73km)	3.85m	3.85m	4.75m	6.05m	6.10m	—	8.80m	愛知県
	上横須賀矢作	吉良町上横須賀 (左岸 6.95km)	3.80m	3.80m	4.50m	5.50m	5.60m	—	7.70m	
広田川	上横須賀広田	吉良町上横須賀 (左岸 2.97km)	2.20m	3.50m	4.30m	—	5.60m	—	6.80m	愛知県
	永良	下永良鎮守 (右岸 8.26km)	2.20m	3.10m	3.80m	4.60m	4.85m	—	6.25m	
北浜川	北浜	徳永町八ツ田 (左岸 2.95km)	0.60m	1.10m	1.40m	—	1.90m	—	2.60m	愛知県
矢崎川	矢崎川	吉良町寺嶋 (桑原橋上流左岸 5.75 km)	1.99m	2.75m	3.28m	—	4.46m	—	5.10m	愛知県
乙川	大平	岡崎市岡町字 北久保3番地先 (左岸 7.75km)	1.65m	2.35m	2.85m	3.10m	3.70m	—	4.90m	愛知県

3. 潮位観測所

海岸名	観測所名	設置場所	管理者	※	堤防高	備考
三河湾	一色	西尾市一色町坂田新田築合一色漁港	愛知県	T.P 3.47m	T.P 4.4m	愛知県水防テレメータシステム
	形原	蒲郡市形原町港町形原漁港	愛知県	T.P 3.47m	T.P 5.1m	愛知県水防テレメータシステム
	三河港	豊橋市神野ふ頭町3-9 三河港	愛知県	T.P 3.47m	T.P 6.0m	愛知県水防テレメータシステム
	衣浦港	半田市十一号地衣浦港	愛知県	T.P 3.65m	T.P 4.5m	愛知県水防テレメータシステム

※台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

4. 危機管理型水位計

水系名	河川名	設置箇所	管理者
矢作川	矢作川	右岸 9.8K	国土交通省
		左岸 6.4K	
		左岸 10.0K	
	鹿乗川	左岸 9.8K	愛知県
	矢作古川	左岸 0.0K	
		大富橋	
		小島橋	
上横須賀橋			
広田川	下永良橋		
矢崎川	矢崎川	饗庭新橋	
北浜川	二の沢川	宮東橋	西尾市
		亀天1号橋	
	道光寺川	寺西1号橋	
堀割川	堀割川	中橋	

5. 水防管理団体の事務

愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

情報入手先HP

- ・ 国土交通省ホームページ「川の防災情報」(<https://www.river.go.jp/>)
- ・ 愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」(<https://www.kasen-aichi.jp/>)
- ・ 「市町村向け川の防災情報」(<http://city.river.go.jp/>)
- ・ 一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」(<http://k.river.go.jp/>)
- ・ 「西尾市河川防災情報システム」(<https://nishio.e-monitor.jp/nishio/>)

第2節 消防機関の出動

1. 水防管理者の責務

水防管理者は、消防機関を次に示す基準により、出動準備又は出動を指示し、消防機関の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2. 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水警報及び水防警報が発表されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 西尾市地域防災計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めたとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発表されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 西尾市地域防災計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

3. 準備及び出動の内容

消防機関は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資機材の整備点検をすること。
- イ 水門、陸閘等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資機材の調達を行うこと。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。

第3節 監視及び警戒とその措置

1. 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは豊橋河川事務所又は西三河建設事務所及び西三河建設事務所西尾支所に連絡すること。
- (2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所に連絡するものとする。

2. 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ① 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ④ 深掘れ（洗堀）
- ⑤ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥ （排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合
- ⑦ 取入口の閉塞状態（ため池に限る）
- ⑧ 流域の山崩れの状態（ため池に限る）
- ⑨ 流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ⑪ 重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ⑫ （排・取）水門（樋門）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合はただちに豊橋河川事務所又は西三河建設事務所及び西三河建設事務所西尾支所、西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第4節 水門、陸閘等の操作

水門、陸閘等管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定めている水門、陸閘等の管理者にあっては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあっては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

また、県から委託を受けた樋門及び防潮扉を異常気象時に操作した時は、遅延なく次の様式により西三河建設事務所西尾支所及び衣浦港務所、消防機関の所管部署に報告するものとする。報告書の様式については、資料編第10様式等「異常気象時における樋門及び防潮扉等操作報告（様式）」を参照。

第5節 水防作業

1. 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組合せて初めてその目的を達成することがあるため、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々で行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗掘）、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
亀裂	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分を挟んで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。
越水（堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2. 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防活動従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減少したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

第6節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。

1. 水防信号

- (1) 出動信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

種 別	余いん防止サイレン信号
出 動	約5秒 —— ——— ——— 約6秒
避 難	約3秒 —— ——— ——— 約2秒

備考 信号の継続時間は適宜とする。

2. 水防標識

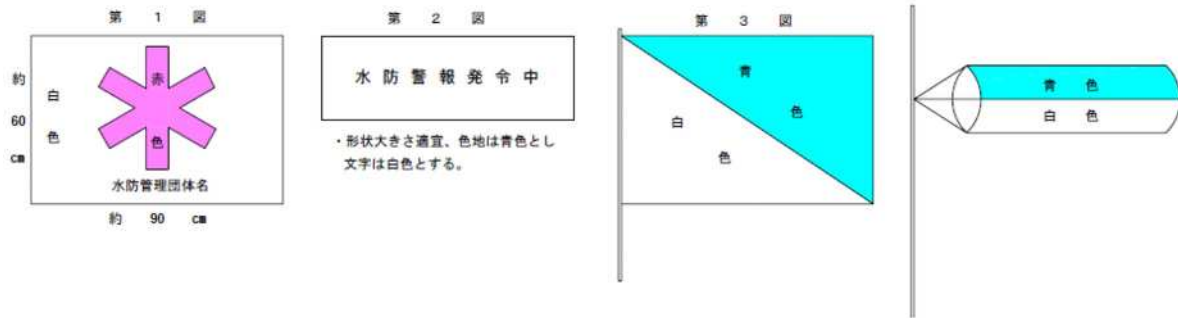
(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

イ この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1. 決壊等の通知

堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、下図「決壊等の情報伝達系統図」（以下「伝達系統図」という。）により水防管理者又は消防機関の長は直ちにその旨を西三河建設事務所西尾支所又は衣浦港務所、西三河県民事務所、西尾保健所、西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所及び西尾警察署に被害・対策情報をそれぞれ通報し、同時に、氾濫する方向の隣接水防管理者に連絡するものとする。

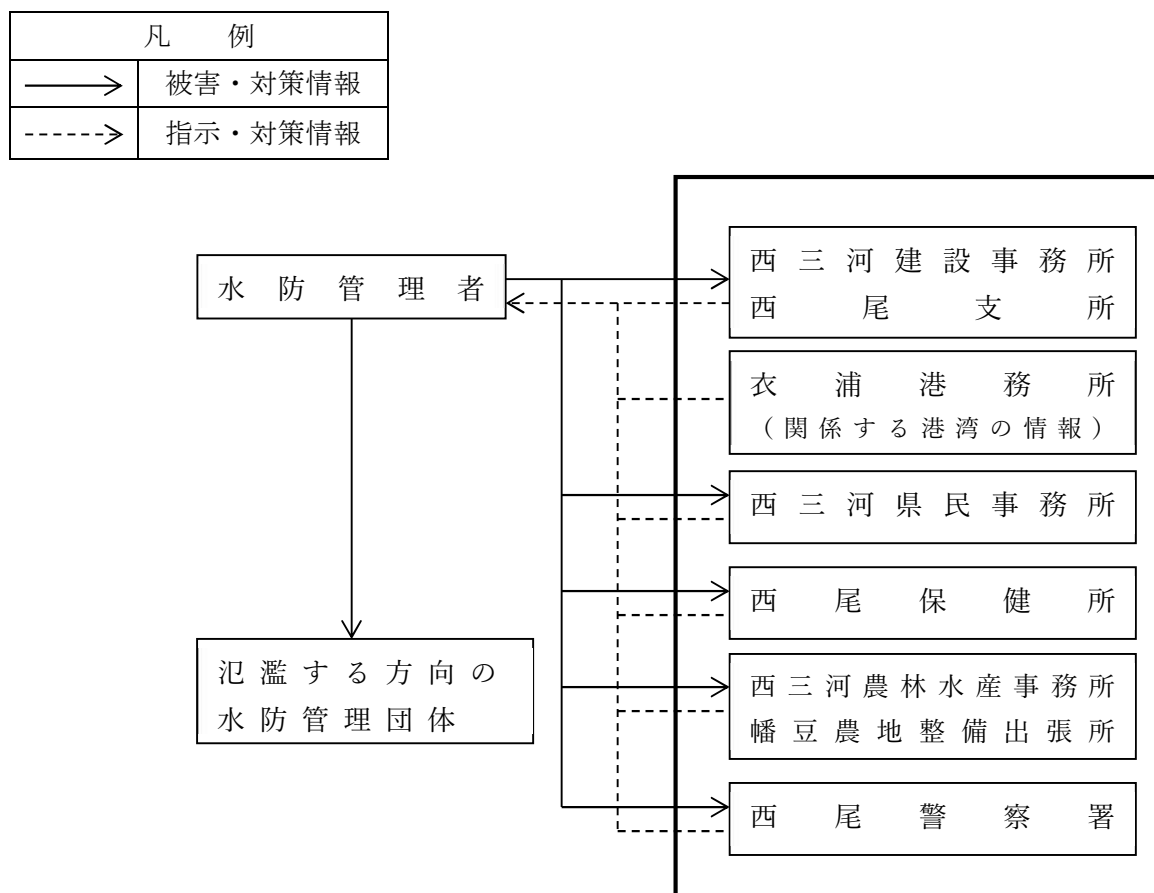
2. 決壊箇所の処置

決壊箇所については、水防管理者、消防機関の長及び各地方機関が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

3. 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、消防機関の長が決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、原則的に愛知県防災システムに入力し県に報告すると共に「伝達系統図」に基づき、人的・住宅被害については、資料編第10様式等「人的被害（様式）」により西三河県民事務所及び西尾保健所へ、公共土木施設被害については、資料編第10様式等「公共施設被害（様式）」により西三河建設事務所西尾支所、衣浦港務所、又は西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所へ、それぞれ速やかに報告するものとする。

「決壊等の情報伝達系統図」



第8節 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなり消防機関に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、西三河県民事務所、西三河建設事務所西尾支所、又は西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所に通知するものとする。

第9章 他の機関等の協力応援

第1節 応援及び応援等の相互協定

1. 居住者の義務等

消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。

水防管理者は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

2. 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、西尾警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

3. 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、所要の機具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4. 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態を生じたときは、市災害対策本部長の判断により、自衛隊の派遣要請をするものとする。

自衛隊の応援が決定した場合は、水防活動が十分できるよう資機材の準備等あらかじめ考慮しておくものとする。

第2節 河川管理者の協力事項

1. 国と市との協力事項

国土交通省中部地方整備局長（以下「河川管理者」という。）と西尾市長（以下「市長」という。）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

（河川管理者の協力事項）

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 重要水防箇所の手合点検の実施
- 三 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

五 水防活動の記録及び広報

(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(適用)

第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要がある場合には、河川管理者と市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。

2 市長はこの確認の内容を地域防災計画水防計画編に記載するものとする。前号の変更があった場合には、その変更内容を地域防災計画水防計画編に反映させるものとする。

2. 県と市との協力事項

愛知県知事(以下「河川管理者」という。)と水防管理団体の長である西尾市長(以下「市長」という。)は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

(河川管理者の協力事項)

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 水防管理団体への情報伝達の方法を定め、河川に関する情報を提供する。
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加する。
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際し、河川管理者が河川管理施設の応急復旧のために備蓄している土砂その他の資機材を提供する。
- 四 水害に関する地域住民への啓発を行う。

(河川に関する情報の提供)

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(適用)

第3条 この確認は、河川管理者が同意した日から適用する。また、内容に疑義が生じた場合、又は社会情勢の変化等により変更する必要がある場合には、河川管理者と市長は再協議のうえ、適宜変更するものとする。

2 市長は、この確認の内容を地域防災計画水防計画編に記載するものとする。前号の変更があった場合には、その変更内容を地域防災計画水防計画編に反映させるものとする。

第 1 0 章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1. 水防訓練の実施要領

水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うものとし、特に一般住民を参加させ、水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- (3) 動員（消防団、居住者、ボランティア）
- (4) 輸送（資器材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門等の操作
- (7) 避難（避難指示等の放送・伝達、居住者の避難）

2. 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は、5月から8月までの間とし、必ず1回以上実施するものとする。

第2節 費用負担と公用負担

1. 費用負担

市内の水防に要する費用は、水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決める。

2. 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両、その他運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
○ ○ ○ ○ 様	
上記の者に	の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任
したことを証明します。	
令和 年 月 日	
	西 尾 市 長 □ □ □ □ 印

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)	公 用 負 担 証	
目的別	種類	
負担内容	使用	収用 処分等
令和 年 月 日	西 尾 市 長	□ □ □ □ 印
	事務取扱者	
	河川港湾課長	□ □ □ □ 印
○ ○ ○ ○ 様		

3. 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。

第 3 節 水防報告と水防記録

水防管理者は、県水防本部からの指示があった場合、水防が終結したときから 3 日以内に資料編第 10 様式等「水防報告書」及び「水防活動書」により西三河建設事務所長に報告するものとする。

第4節 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2. 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3. 水防協力団体と消防団等の連携

水防協力団体は、水防活動を行う消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年、水防管理者が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

4. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料2に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

西尾市水防協力団体指定要領

1. 通則

西尾市における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件(法36条第1項関係)

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務(法37条関係)

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

(1)河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

(2)水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

(3)水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

(4)水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

(5)講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

(6)水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法(法36条第1項・第3項関係)

(1)水防協力団体の要件を満たす者で、西尾市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「西尾市水防協力団体指定申請書」(様式1-1)に「水防協力団体活動業務計画書」(様式1-2)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。

(2)水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

5. 水防協力団体の指定(法第36条第2項・第4項関係)

(1)水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「西尾市水防協力団体認定書」(様式1-3)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

(2)水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

(1)この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

(2)その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

西尾市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

西尾市における水防活動は、西尾市地域防災計画水防計画編に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 消防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び西尾市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式 1－4）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、西尾市水防協力団体指定要領第 4 項に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

西尾市水防協力団体指定申請書

年 月 日

西尾市水防管理者
西尾市長

様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法第 3 6 条第 1 項及び西尾市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、西尾市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の西尾市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

- 1 水防管理者が開催する水防訓練への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

西尾市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者

様

西尾市水防管理者

西尾市長

水防法第 3 6 条第 1 項及び西尾市水防協力団体指定要領第 5 項の規定に基づき、貴団体を西尾市水防協力団体に指定します。

西尾市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

西尾市水防管理者
西尾市長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、西尾市における水防協力団体との水防協働活動実施要領第3項の規定に基づき提出します。